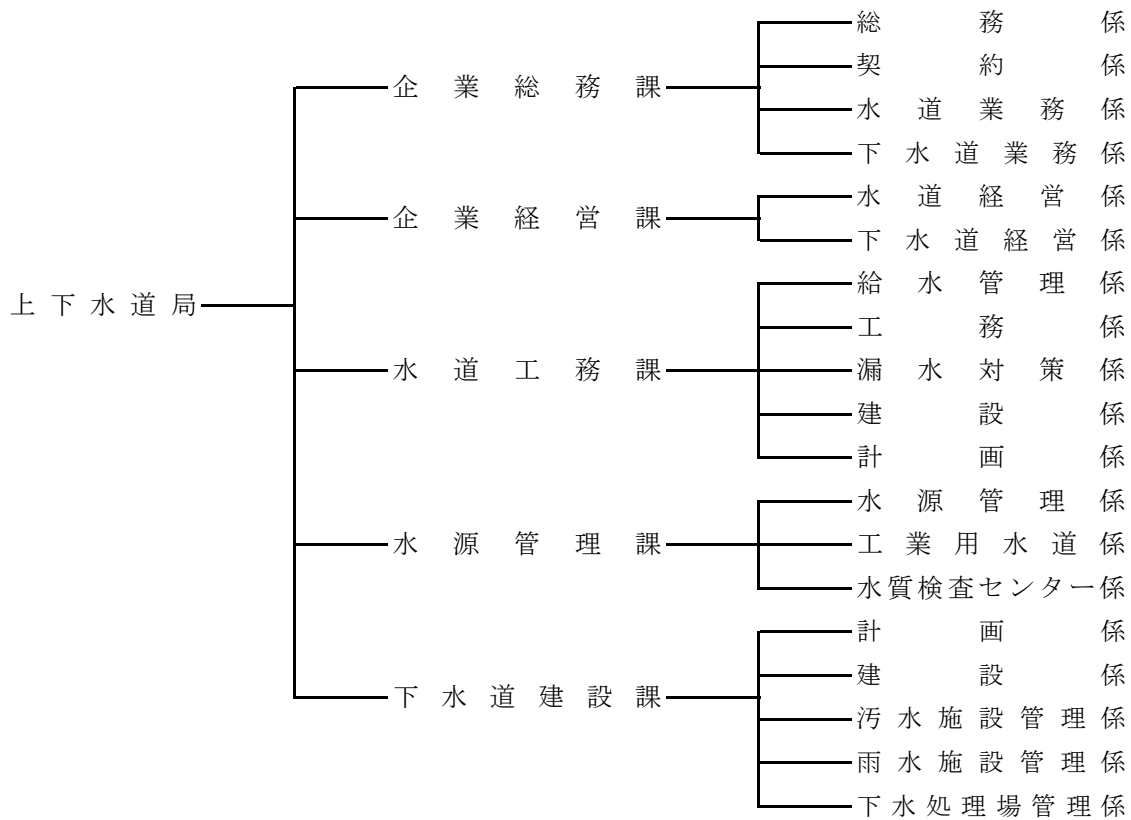


第 1 編

機 構 及 び 職 制

1 機 構

(令和2年4月1日現在)



2 職員配置表

(令和2年4月1日現在)

職員 級別 課別	事 務 ・ 技 術 職 員																合 計		
	局 長	次 長	課 長	参 事	場 長	主 幹	技 幹	副 課 長	専 門 員 係 長	専 門 員 主 査	係 長	主 査	副 主 査	主 任	主 事	専 門 員		主 事	専 門 員
	8	7	6	6	6	6	6	5	5	5	4	4	3	3	2	2		1	1
上下水道局	1	4																	5
企業総務課			(1)			1		3			(2)			2			1		(3) 9 ①
企業経営課			(1)			1		1			(1)			2			1		(2) 6
水道工務課			(1)					5			(3)	3		2	2	1	1		(4) 16 ①
水源管理課			1			1		2			(2)		1	3					(2) 9 ②
下水道建設課			(1)	1	(1)		2	5			5	2		1	3				(2) 19 ②
合 計	1	4	(4)	1	(1)	3	2	16			(8)	11	5	1	10	5	1	3	(13) 64 ⑥

(注) ()内は兼務、○内は再任用短時間職員

3 職員構成

(令和2年4月1日現在)

(1) 年齢別

職 種 年 齢	事 務 職 員		技 術 職 員		計	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	人	%	人	%	人	%
20 歳 未 満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	1	3.2	1	2.6	2	2.9
25歳以上～30歳未満	0	0.0	3	7.7	3	4.3
30歳以上～35歳未満	2	6.5	2	5.1	4	5.7
35歳以上～40歳未満	6	19.4	4	10.3	10	14.3
40歳以上～45歳未満	3	9.7	6	15.4	9	12.9
45歳以上～50歳未満	3	9.7	11	28.1	14	19.9
50歳以上～55歳未満	2	6.5	5	12.8	7	10.0
55歳以上～60歳未満	7	22.5	6	15.4	13	18.6
60 歳 以 上	2(5)	22.5	(1)	2.6	2(6)	11.4
計	26(5)	100.0	38(1)	100.0	64(6)	100.0
平 均 年 齢	49歳0月		45歳3月		46歳11月	

(注) () 内は再任用短時間勤務職員を外書き

(2) 勤続年数別

職 種 勤続年数	事 務 職 員		技 術 職 員		計	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	人	%	人	%	人	%
1 年 未 満	0	0.0	1	2.6	1	1.4
1年以上～3年未満	2	6.5	0	0.0	2	2.9
3年以上～5年未満	1	3.2	1	2.6	2	2.9
5年以上～7年未満	0	0.0	2	5.1	2	2.9
7年以上～10年未満	1	3.2	3	7.7	4	5.7
10年以上～15年未満	1	3.2	1	2.6	2	2.9
15年以上～20年未満	5	16.1	6	15.4	11	15.7
20年以上～25年未満	4	12.9	6	15.4	10	14.3
25年以上～30年未満	2	6.5	11	28.1	13	18.5
30 年 以 上	10(5)	48.4	7(1)	20.5	17(6)	32.8
計	26(5)	100.0	38(1)	100.0	64(6)	100.0
平 均 勤 続 年 数	26年2月		22年5月		24年1月	

(注) () 内は再任用短時間勤務職員を外書き

4 事務分掌

課	事務
企業総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 告示及び公告に関すること。 2 公印の管守に関すること。 3 文書の管理並びに收受、配布及び発送に関すること。 4 管理規程等の制定及び改廃に関すること。 5 情報公開の調整に関すること。 6 個人情報保護の調整に関すること。 7 職員の人事、任免、給与、分限、賞罰、服務、福利厚生及び研修に関すること。 8 局内の組織機構及び定員管理に関すること。 9 労働組合に関すること。 10 物品の購入及び売払いの調整統括に関すること。 11 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関すること。 12 財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関すること。 13 車両の管理に関すること。 14 会計伝票、証ひょう及び添付書類の保管に関すること。 15 現金及び有価証券の出納保管に関すること。 16 水道メーターに関すること。 17 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関すること。 18 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関すること。 19 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。 20 滞納整理に関すること。 21 広報に関すること。

	<p>2 2 備品の管理に関すること。</p> <p>2 3 他の課に属しないこと。</p> <p>2 4 局の庶務に関すること。</p>
企業経営課	<p>1 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。</p> <p>2 財政計画及び資金計画に関すること。</p> <p>3 企業債及び一時借入金に関すること。</p> <p>4 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。</p> <p>5 決算及び業務状況報告に関すること。</p> <p>6 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。</p> <p>7 会計伝票、証ひょう及び添付書類の審査に関すること。</p> <p>8 現金及び有価証券の出納保管の統括に関すること。</p> <p>9 消費税等に関すること。</p> <p>1 0 たな卸資産に関すること。</p> <p>1 1 固定資産の評価及び減価償却に関すること。</p> <p>1 2 物品（資産となるものに限る。）及び備品の管理の調整統括に関すること。</p>
水道工務課	<p>1 水道事業経営の認可に関すること。</p> <p>2 水道施設（他の所管に属するものを除く。次項において同じ。）の整備、改良及び管理に関すること。</p> <p>3 水道施設及び給水装置等の図面、台帳等の管理に関すること。</p> <p>4 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関すること。</p> <p>5 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関すること。</p> <p>6 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関すること。</p> <p>7 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関すること。</p> <p>8 無線通信の統括に関すること。</p>

	<p>9 応急給水に関すること。</p> <p>10 備品の管理に関すること。</p>
水源管理課	<p>1 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関すること。</p> <p>2 水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備、改良及び管理に関すること。</p> <p>3 導水管及び送水管の管理に関すること。</p> <p>4 取水量、送水量及び配水量の管理に関すること。</p> <p>5 水道水の水質検査及び保全に関すること。</p> <p>6 工業用水道施設の整備、改良及び管理に関すること。</p> <p>7 工業用水道の給水契約に関すること。</p> <p>8 備品の管理に関すること。</p>
下水道建設課	<p>1 公共下水道事業計画の策定に関すること。</p> <p>2 公共下水道施設の整備及び改良に関すること。</p> <p>3 公共下水道施設の図面、台帳等の管理に関すること。</p> <p>4 公共下水道施設（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。</p> <p>5 備品の管理に関すること。</p>
下水処理場	<p>1 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。</p> <p>2 し尿及び浄化槽汚泥の共同処理の整備に関すること。</p> <p>3 特定事業場の排水に関すること。</p> <p>4 備品の管理に関すること。</p>